

董仲舒『春秋繁露・治水五行篇』研究

—なぜ「七十二日」なのか

Why "72 days"? Study of Dong Zhongshu's "Zhishuiwuxing of Chunqiu fanlu"

鄧 紅

DENG Hong

要 旨

『春秋繁露・治水五行篇』に出てくる一年を春、夏、季夏、秋、冬五季、毎季七十二日とする説は、董仲舒の発明ではなく、『管子』の『五行篇』、『四時篇』および『幼官篇』と関連があるとみられる。さらに遡れば、中国上古時代の十月太陽暦とかかわる。

<キーワード>: 董仲舒、管子、陰陽五行、七十二日、十月太陽暦、陳久金

はじめに

董仲舒の『春秋繁露』^①に『治水五行第六十一』という短い文章があり、全文は以下の通りである。

日冬至、七十二日木用事、其氣燥濁而青。七十二日火用事、其氣慘陽而赤。七十二日土用事、其氣濕濁而黃。七十二日金用事、其氣慘淡而白。七十二日水用事、其氣清寒而黑。七十二日復得木。木用事、則行柔惠、挺群禁。至於立春、出輕繫、去稽留、除桎梏、開門闔、存幼孤、矜寡獨、無伐木。火用事、則正封疆、循田疇。至於立夏、舉賢良、封有德、賞有功、出使四方、無縱火。土用事、則養長老、存幼孤、矜寡獨、賜孝弟、施恩沢、無与土功。金用事、則修城郭、繕牆垣、審群禁、飭甲兵、警百官、誅不法、存長老、無焚金石。水用事、則閉門闔、大搜索、斷刑罰、執當罪、飭閔梁、禁外徙、無決堤。^②

^① 小論は董仲舒に関する事績と著作の文献問題を言及しない。それらの問題について、下記の拙論を参照されたい。1) 「董仲舒否定の否定」、『北九州市立大学大学院紀要』(27), 163-197, 2014-01。2) 「日本における儒教国教化論争について：福井再検討を中心に」、『北九州市立大学国際論集』(12), 103-126, 2014-03。3) 「日本における儒教国教化論争について(2)『儒教国家論』批判」、『北九州市立大学国際論集』(13), 55-80, 2015-03。4) 「董仲舒『春秋繁露』の五行説について」、『社会システム研究』(16), 69-87, 2018-03。5) 「董仲舒『春秋繁露』辨偽三流派について」、『北九州市立大学文学部紀要』(90), 1-15, 2020。

^② 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第381-382頁。

全文の意味は凡そ以下のようなものである。一年の最後一日は冬至である。冬至はまた一年の始りである。冬至からの一つ目の七十二日の間は木の時令に当り、木が働く。木の気は乾き濁っていて、青い。(この七十二日は「春」にあたる) 次の七十二日は火の時令に当り、火が働く。火の気は厳しいほどに明るくて、赤い。(この七十二日は「夏」にあたる)。第三の七十二日は土の時令に当り、土が働く。土の気は湿り濁っていて、黄色。(この七十二日は「季夏」にあたる)。第四の七十二日は金の時令に当たり、金が働く。金の気は暗淡くて、白い。(この七十二日は「秋」にあたる)。第五の七十二日は水の時令に当たり、水が働く。水の気は冷たくさへ渡っていて、黒い。(この七十二日は「冬」にあたる)。これで一年の時令が終わり、再び木の時令に戻る。

以後の文章は木、火、土、金、水の「用事」、つまり、それぞれの時令にどんな事を行うべきかを述べる。例えば、木が働いている(春の)時期は、柔和で寛大なことを行い、機々の禁令を緩やかにする。立春には軽微な犯罪者を解放し、(罪人から)縛を取り去り、足棚や手擲を外してやり、門や一燥を開放し、(滋や同等の)塞がったり途切れたりしたものを通じ、幼い孤児に生活の保障を与え、寡婦や子のない老人をいたわり、木を伐採しない、という。ただし、時令に違反するいわゆる「違令」について言及していない。

小論は『春秋繁露』の文献を問題とせず、ただ『治水五行第六十一』を考察して、董仲舒の陰陽五行説の歴史根拠を探ることを通じて、今までの先行研究に言及されていない「七十二日」という数字の由来を究明したい。

一、陰陽五行の結合と七十二日

陰陽五行説は董仲舒思想の重要内容である。董仲舒が陰陽五行説に対する重要な貢献は、陰陽と五行とを結合させたことにあると見られる。しかし数字からみれば、陰陽は二で偶数であり、五行は奇数である。二を五等分に分ける、或いは五を二に配属させるのが至難の業である。故に董仲舒は陰陽五行説を説くことに当たって、陰陽と五行とをうまく結合させるために、いろいろな方法に取り組んだと見られる。

まず、董仲舒陰陽と五行の間に春夏秋冬四季(四時)を入れた。

天地之氣、合而為一、分為陰陽、判為四時、列為五行。(五行相生第五十八)^①

^① 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第362頁。

一つ全体になる気は、天地の気、つまり陰陽の気に分けて二になる。陰陽の気は四時（四季）に分けて四になる。そして四季を五行（木火土金水）に配列する。

次に、董仲舒は陰陽二気の運行軌跡を四季に配属する。すなわち、陰陽二気の一年の運行変化を少陽、太陽、少陰、太陰に分けて、それぞれを春、夏、秋、冬に配属させることにあいた。

少陽因木而起、助春之生也。太陽因火而起、助夏之養也。少陰因金而起、助秋之成也。太陰因水而起、助冬之藏也。 (天辯在人第四十六)^①

ここでは、「少陽・春」は「木」に、「太陽・夏」は「火」に、「少陰・秋」は「金」に、「太陰・冬」は「水」にそれぞれに配置された。数字的に言えば、一～二～三～四に配列する。ただ、四季（偶数）をどうやって五行（奇数）に分配するかという問題がまだ残る。「土」の配属先、つまり、「土」の空間と時間がまだきまっていなかった。

そもそも、『呂氏春秋』十二紀には、陰陽五行を時令に配合する際に陰陽の偶数と五行の奇数がうまく合わないという問題があった。そのため、季夏の六月紀の後に、次の文章を付け加えた。

中央土：其日戊己。其帝黃帝。其神后土。其蟲倮。其音宮。律中黃鐘之宮。其数五。其味甘。其臭香。其祀中霤。祭先心。

ここでは、まず「土」を六月の終わりに、つまり一年の前半と後半の間に置いた。そして土を最も貴いものとした。しかし、そのときに土はまだ具体的な時間と空間を持たなかった。

董仲舒の五行説は『呂氏春秋』等の説から啓発を受け、「土」に時間を獲得させるため、まず一年を五つの季節に分けた。つまり夏と秋の間に「季夏」を設けたのである。

天有五行、木火土金水是也。木生火、火生土、土生金、金生水。水為冬、金為秋、土為季夏、火為夏、木為春。春主生、夏主長、季夏主養、秋主収、冬主藏。

(五行対第三十八)^②

^① 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第335頁。

^② 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第315頁。

このように、土は「季夏」という時間、「養」という季節の功が与えられたのである。

一方、「土」に空間を獲得させるため、董仲舒は次のように言う。

土居中央、為天之潤。土者、天之股肱也。其德茂美、不可名以一時之事、故五行而四時者、土兼之也。金、木、水、火雖各有職、不因土、方不立。(中略)土者、五行之主也。五行之主、土氣也。(五行之義第四十二)^①

このように土を中央に配置したのである。時間からみれば、土の季夏はほかの四時の真ん中にあり、空間からみれば、土の方位を四方の中央に配した。

最後に、四季を五行に平均に分配できない欠点を克服するため、前に挙げた「治水五行第六十一」で、一年の三百六十日を五季に分けて、一季を七十二日にしたのである。

日冬至、七十二日木用事、其氣燥濁而青。七十二日火用事、其氣慘陽而赤。七十二日土用事、其氣湿濁而黃。七十二日金用事、其氣慘淡而白。七十二日水用事、其氣清寒而黑。

このようにして、土には時間と空間だけではなく、「黄」という色も持つようになったのである。^②

二、管子諸篇との比較

それでは、上記のキーワード「七十二日」はどこから来たか。董仲舒が考え出したか、それともほかの誰から影響を受けたか。かつて、私はこの「idea」が董仲舒の「創造」と述べたことがあるが^③、いま考えてみると、その源は『管子』から見いだせると思われる。

先秦時代の中国古典を検索してみると、「七十二日」の言い方は『管子・五行篇』にしか見られなかった。『管子・五行篇』の内容は時令を中心としており、『治水五行第六十一』篇の内容と文章の構造が非常に似ている。以下、両篇の文をカットして、木、火、土、金、水の順に並べて、比較することとする。なお、『管子・四時篇』の主な内容は四時を講ずるものだが、夏と秋の間にわざわざ「土」を講ずる一節を置き、五行に配当している。そのために、『管子・四時篇』もカットして、『治水五行』と『五行篇』の下に置くことにした。

^① 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第322～323頁。

^② 本節内容は拙著『董仲舒思想の研究』の『陰陽五行篇』に詳しく叙述している。人と文化社1995年版。

^③ 拙著『董仲舒思想研究』の『陰陽五行篇』を参照。人と文化社1995年版。

木、春、青、立春

『春秋繁露・治水五行』

七十二日木用事、其氣燥濁而青。……木用事、則行柔惠、挺群禁。至于立春、出輕繫、去稽留、除桎梏、開門闔、存幼孤、矜寡獨、無伐木。

『管子・五行篇』

日至、睹甲子木行御、天子出令、命左右士師內御、總別列爵、論賢不肖士吏、賦秘賜賞於四境之內、發故粟以田數。出國衡、慎山林、禁民斬木、所以愛草木也。然則冰解而凍積、草木區萌、贖蟄蟲卵菱、春辟勿時、苗足本。不癘雛穀、不夭斃麋、毋傳速。亡傷繻祿、時則不凋。七十二日而畢。^①

『管子・四時篇』

然則春夏秋冬將何行？東方曰星、其時曰春。其氣曰風。風生木與骨、其德喜羸、而發出節時、其事號令、修除神位、謹禱槩梗、宗正陽、治隄防、耕芸樹藝。正津梁、修溝瀆、甃屋行水、解怨赦罪、通四方。然則柔風甘雨乃至。百姓乃壽、百蟲乃蕃、此謂星德。星者掌發為風、是故春行冬政則雕、行秋政則霜、行夏政則欲、是故春三月以甲乙之日發五政：一政、曰論幼孤、舍有罪。二政、曰賦爵列、授祿位。三政、曰凍解修溝瀆、復亡人。四政、曰端險阻、修封疆、正千伯。五政、曰無殺麋夭、毋蹇華絕芋。五政苟時、春雨乃來。^②

『治水五行』の意味は以下の通りである。冬至から七十二日は木が働き、その気は乾き濁って、青い。……木が働いている時期（春）は、柔和で寛大なことを行い、機々の禁令を緩やかにする。立春には軽微な犯罪者を解放し、(罪人から)縛を取り去り、足枷や手枷を外してやり、門や扉を開放し、川や池の塞がった処を開通し、幼い孤児に生活の保障を与え、寡婦や子のない老人をいたわり、木を伐採しない。

『管子』の『五行篇』と『治水五行』は季節の気性に関する表現が近い。『治水五行』の気は燥濁して青い。『五行篇』は氷が解き、草木は萌芽する。次は木の性質（生成）に応じて働き、政事を行う。児童と環境の保護（伐木禁止）に一致性が見られる。『四時篇』は時令において類似するところがさらに多い。以下は、一番目の七十二日の比較表。

^① 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第243頁

^② 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第238～239頁

篇名	五行	季節	時令形式	色	気性	政令	環境政策
治水五行	木	(春)	木用事	青	燥濁	行柔惠、 存幼孤、	無伐木
五行篇	木	春	木行御	(青)	氷解而凍積	亡傷襁褓	禁民斬木
四時篇	星(木)	春	発出節時	(青)	其気曰風	其德喜羸、 解怨赦罪	耕芸樹藝

火、夏、赤、立夏

『春秋繁露・治水五行』

七十二日火用事、其気惨陽而赤。……火用事、則正封疆、循田疇。至于立夏、拳賢良、封有德、賞有功、出使四方、無纵火。

『管子・五行篇』

睹丙子、火行御、天子出令、命行人内御。令掘溝澮津舊塗、発臧任君賜賞、君子修游馳以発地气、出皮幣、命行人修春秋之禮於天下、諸侯通、天下遇者兼和。然則天無疾風、草木発奮、鬱氣息。民不疾而榮華蕃。七十二日而畢。^①

『管子・四時篇』

南方曰日、其時曰夏、其気曰陽、陽生火與氣、其德施舍修樂、其事號令、賞賜賦爵、受祿順鄉、謹修神祀、量功賞賢、以動陽氣。九暑乃至、時雨乃降、五穀百果乃登、此謂日德。^②

『治水五行』の意味は以下の通りである。この七十二日は火が働き、その気は厳しいほど明るくて、赤い。……火が働いている(夏の)時期は、田境を明確に定めて、領地を視察してまわる。立夏には賢良の人材を登用し、有徳者を諸侯に封じ、功績ある者に賞し、四方に能者を使節として派遣し、火災の無いように注意する。

『管子』『五行篇』の季節の気性に関する表現に近い。『治水五行』はその気が惨陽にして赤いとしている。『五行篇』は「天気は疾風が無く、草木が繁る。(天無疾風、草木発奮)」としている。次は、火の活性に応じて働き、政事を行う。水利工事を盛んに行い、使者を

^① 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第243頁

^② 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第239頁

派遣してほかの国に通じる方面では一致している。「郁氣息」と「無纵火」も相通ずるものである。『四時篇』にも共通がおおく、「禄順郷、謹修神祀、量功賞賢、以動陽氣」などがそれである。以下は、第二の七十二日の比較表。

篇名	五行	季節	時令形式	色	気性	政令	環境政策
治水五行	火	夏	火用事	赤	慘陽	挙賢良、封有徳、 賞有功、出使四方	無纵火
五行篇	火	夏	火行御	(赤)	天無疾風	行人修春秋之礼于天下、 諸侯通、天下遇者兼和	君子修游馳以発地氣、 出皮币
四時篇	日(火)	夏	施舍修楽	(赤)	其氣曰陽	号令賞賜賦爵、 受禄順郷	謹修神祀、 量功賞賢

土、季夏、黄

『春秋繁露・治水五行』

七十二日土用事、其氣湿濁而黄。……土用事、則養長老、存幼孤、矜寡独、賜孝弟、施恩沢、無興土功。

『管子・五行篇』

牝戊子、土行御、天子出令、命左右司徒内御、不誅不貞、農事為敬。大揚惠言、寛死刑、緩罪人。出國司徒令、命順民之功力以養五穀、君子之靜居、而農夫修其功力極。然則天為粵宛。草木養長、五穀蕃實秀大。六畜犧牲具。民足財、國富、上下親、諸侯和。七十二日而畢。^①

『管子・四時篇』

中央曰土、土徳實輔四時入出、以風雨節土益力、土生皮肌膚、其徳和平用均、中正無私。實輔四時、春羸育、夏養長、秋聚收、冬閉藏。大寒乃極、國家乃昌、四方乃服、此謂歳徳。日掌賞、賞為暑、歳掌和、和為雨。夏行春政則風、行秋政則水、行冬政則落。^②

『治水五行』の意味は以下の通りである。土が働いている夏末の時期には、老人に生活が安定するようにしてやり、幼児に生活の保障を与え、寡婦や子のない老人をいたわり、孝

^① 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第243頁

^② 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第239頁

梯の人物に賞賜し、思沢を施し、土木事業を行わない。

『五行篇』はこの季節の気性を「天為粵宛（奥苑）」すなわち森が茂る园林と例える。その次に土の温厚な性格のように時に応じて働き、政事を行い、農業に勤め、殺戮しない。『四時篇』は「和平用均、中正無私」を要求する。以下は、第三の七十二日の比較表。

篇名	五行	季節	時令形式	色	気性	政令	環境政策
治水五行	土	季夏	土用事	黄	湿濁	養長老、存幼孤、矜寡独、賜孝弟、施恩沢	無興土功
五行篇	土	夏	土行御		天為粵宛	寛死刑、緩罪人命順民之功力以養五谷	草木養長、五谷蕃実秀大
四時篇	土	中央	土徳実輔 四時入出		以風雨節	和平用均、中正無私	和平用均

金、秋、白

『春秋繁露・治水五行』

七十二日金用事、其気惨淡而白。……金用事、則修城郭、繕牆垣、審群禁、飭甲兵、警百官、誅不法、存長老、無焚金石。

『管子・五行篇』

睹庚子、金行御、天子出令、命祝宗選禽獸之禁、五穀之先熟者、而薦之祖廟與五祀、鬼神饗其氣焉、君子食其味焉。然則涼風至、白露下、天子出令、命左右司馬、衍組甲厲兵、合什為伍以修於四境之内。諛然告民有事、所以待天地之殺斂也。然則晝炙陽、夕下露、地競環、五穀鄰熟。草木茂實、歲農豐、年大茂。七十二日而畢。^①

『管子・四時篇』

西方曰辰、其時曰秋、其氣曰陰、陰生金與甲、其徳憂哀、靜正、嚴順、居不敢淫佚、其事號令、毋使民淫暴、順旅聚收、量民資以畜聚、賞彼群幹、聚彼群材、百物乃收、使民毋怠。所惡其察、所欲必得。我信則克。此謂辰徳。辰掌收、收為陰。秋行春政則榮、行夏政則水、行冬政則耗、是故秋三月以庚辛之日發五政：一政、曰禁博塞、鬪小辯、鬥譚踦。二政、曰毋見五兵之刃。三政、

^① 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第243～244頁

日慎旅農、趣聚收。四政、日補缺塞圻。五政、日修牆垣、周門閭、五政苟時、五穀皆入。^①

『治水五行』の意味は以下の通りである。この七十二日は金が働き、その気は爽やかで、淡くて、白い。金が働いている秋の時期には、城郭を整え、牆垣を修繕し、様々の禁令を明確に示し、軍隊を整備し、諸々の官職を正し、法度の違反者に懲罰を下し、老人に生活の保障を与え、金石を煉ることしない。

『五行篇』はこの季節の気性を涼風が至り、白露が下るような爽やかだとする。同じく軍事と防衛を整備し收藏の事を準備するように。『四時篇』も「修牆垣、周門閭。五政苟時、五穀皆入」を要求する。以下は、第四の七十二日の比較表。

篇名	五行	季節	時令形式	色	気性	政令	環境政策
治水五行	金	(秋)	金用事	白	惨淡	修城郭、繕牆垣、審群禁、飭甲兵、警百官、誅不法、存長老	無焚金石
五行篇	金	(秋)	金行御	白露下	涼風至、	衍組甲厲兵、合什為伍以修於四境之内	待天地之殺斂
四時篇	金	秋	陰生金与甲		其氣日陰	順旅聚收、量民資以畜聚、修牆垣、周門閭。	百物乃收、使民毋怠

水、冬、黒

『春秋繁露・治水五行』

七十二日水用事、其氣清寒而黒。……水用事、則閉門閭、大搜索、斷刑罰、執當罪、飭閔梁、禁外徙、無決堤。

『管子・五行篇』

睹壬子、水行御、天子出令、命左右使人内御御其氣、足則発而止、其氣不足、則発擱瀆盜賊、數剝竹箭、伐檀柘、令民出獵禽獸、不積巨少而殺之、所以貴天地之所閉藏也。然則羽卵者不段、毛胎者不牘、臞婦不銷棄、草木根本美。七十二日而畢。^②

^① 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第240頁

^② 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第243頁

『管子・四時篇』

北方日月、其時曰冬、其氣曰寒、寒生水與血、其德淳越溫怒周密、其事號令、修禁徙民、令靜止。地乃不泄。斷刑致罰、無赦有罪、以符陰氣。大寒乃至、甲兵乃強、五穀乃熟、國家乃昌、四方乃備、此謂月德。月掌罰、罰為寒、冬行春政則泄、行夏政則雷、行秋政則早、是故冬三月以壬癸之日癸五政：一政、曰論孤獨、恤長老。二政、曰善順陰、修神祀、賦爵祿、授備位。三政、曰效會計、毋爨山川之藏。四政、曰捕姦遁、得盜賊者有賞。五政、曰禁頡徙、止流民、鬪分異。五政苟時、冬事不過、所求必得、所惡必伏。^①

『治水五行』の意味は以下の通りである。この七十二日は水が働いている冬時期には、全ての門戸を閉ざして、大いに異邦人を捜し、出入を禁じて、罪人の量刑を明確にして、よそ者を捕らえ、関門や橋梁を整縮して、領土の外への移動を禁じ、堤防を切り放すことがないようにしなければならない。

『五行篇』はこの季節の気性を「気不足」内斂が必要だとする。そのためにものを收藏し冬に備え、汚職者と盗賊を捕まえる。『四時篇』も「修禁徙民、令靜止。地乃不泄。斷刑致罰、無赦有罪」といい、冬に備えることを要求する。以下は、第五の七十二日の比較表。

篇名	五行	季節	時令形式	色	気性	政令	環境政策
治水五行	水	(冬)	水用事	黒	清寒	閉門閭、大搜索、 断刑罰、执当罪、 飭関梁、禁外徙	無決堤
五行篇	水	(冬)	水行御		其気不足	爨擱洩盗賊、数剝竹箭、 伐檀柘、令民出猎禽兽、 不积巨少而殺之	貴天地之 所閉藏
四時篇	月(水)	冬	寒生水与血		其気曰寒	号令修禁徙民、 令静止、地乃不泄、 断刑致罰、無赦有罪	令静止、 地乃不泄

上記をまとめると、『治水五行』と『管子』の『五行篇』及び『四時篇』とは、時令形式、色、気性、政令、環境政策などの方面に多くの共通点があったと認める。

^① 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第240頁

三、七十二日と十月曆

上述を通じて、一年を春、夏、季夏、秋、冬五季、毎季は七十二日、並びにそれぞれの季節に木、火、土、金、水の五行に配置するのが董仲舒の発明ではなく、『管子』の『五行篇』及び『四時篇』と関連があると分かった。一般的に『五行篇』と『四時篇』は漢代初頭の作品で、時間的には『春秋繁露』より早いと考えられる。七十二日と『管子』の関連について、もう一つの根拠は『管子』の『幼官篇』が挙げられる。

春行冬政、肅。行秋政、雷。行夏政、闢。十二、地氣発、戒春事。十二、小卯、出耕。十二、天氣下、賜與。十二、義氣至、修門閭。十二、清明、発禁。十二、始卯、合男女。十二、中卯。十二、下卯。

夏行春政、風。行冬政、落。重則雨雹。行秋政、水。十二、小郢至、徳。十二、絶氣下、下爵賞。十二、中郢、賜與。十二、中絶、收聚。十二、大暑至、盡善。十二、中暑。十二、小暑。

秋行夏政、葉。行春政、華。行冬政、秬。十二、期風至、戒秋事。十二、小卯、薄百爵。十二、白露下、收聚。十二、復理、賜與。十二、始節賦事。十二、始卯、合男女。十二、中卯。十二、下卯。

冬行秋政、霧。行夏政、雷。行春政、蒸泄。十二、始寒、盡刑。十二、小榆、賜予。十二、中寒、收聚。十二、中榆、大收。十二、寒至、靜。十二、大寒、之陰。十二、大寒。^①

一年を「地氣発」、「小卯」、「義氣至」など三十の節氣に分けて、十二日毎に一つの節氣とする。それぞれの節氣にその十二日内の為すべき行事を並べる。たとえば、一番目の節氣「地氣発」には、「春事を戒め」、つまり春耕を準備する。^②第二の節氣「小卯」には、「出耕」、つまり地を耕し始める。以下同じ類推する。春には八つの十二日（節氣）、夏には七つの十二日、秋には八つの十二日、冬には七つの十二日、加えて三十の十二日（節氣）イコール三百六十日、ちょうど陰曆の一年になる。

しかし、一年に三十節氣とすると、数の上では通常の一年四季、十二ヶ月と対応できなくなる大問題が発生する。たとえば、三十節氣を四季に配分すると、一つの季節は平均7.5節氣になり、三十節氣を十二ヶ月に配分すると、毎月2.5個節氣になる。故に、上記の『幼官篇』では、春に八節氣、夏に七節氣、秋に八節氣、冬に七節氣という不均衡現象が現われた。

^① 戴望：『管子校正』、中華書局1954年版、第38～39頁

^② 戒は予備、準備の意味。『詩・小雅・大田』に「大田多稼、既種既戒。」とある。

これは今までの管子研究者が解けなかった歴史の謎である。^①

筆者は管子研究専門家ではないので、『幼官篇』の謎解きはしばらく置いておく。但し、『幼官篇』の文章は、小論の主題である「七十二日」の謎解きに手掛かりを啓発してくれた。すなわち、三つの十二日節気を一ヶ月とすれば、毎月三十六日、二ヶ月はちょうど「七十二日」になり、小論が論議している『五行治水第六十一』五行説の中の一季の数にピッタリあう。一年を春、夏、季夏、秋、冬の五季にすれば、毎季二ヶ月、六つの節気、一百二十日になり、一年間十ヶ月、五季、三百六十日という計算になる。ただ、『幼官篇』の時代に「土」及び「土」を以て四季に配列するという手法が発明されていないから、春秋に八節気、夏冬に七節気、という不均衡現象が残ったのである。

では、一年は一体十二ヶ月か、それでも十ヶ月かの問題が出て来る。

調べてみると、中国の上古時代に「十月太陽暦」が存在していたことがわかった。それについての研究もいくつかあったが、主に自然科学界に属する天文学史および文化人類学、考古学界での成果であり、我々の人文科学分野、特に中国哲学史及び東洋史といった学科とはやや隔たりがあったので、あまり注目されなかった。いままでの「十月太陽暦」に関する研究をまとめてみると、以下のような成果があった。^②

第一、中国上古時代の夏王朝時代（といっても夏国）に一年十ヶ月の太陽暦が行われていた。『大戴記・夏小正』は、中国の古文献の中で最も古い十月太陽暦に関する記載である。『管子・幼官図篇』と『詩経・七月之詩』も十月太陽暦を用いた。

第二、『管子・幼官図篇』では、五方星、十図、三十節気、一節気十二日としている。二十八宿は五方星に分けられて、一年中太陽が経過する軌道を顕し、五方を現す。十図(中方本図、中方副図、東方本図、東方副図、南方本図、南方副図、西方本図、西方副図、北方本図、北方副図)は一年の十ヶ月を現す、一年に三十の節気、一ヶ月に三つの節気があり、一つの節気に十二日で、合計一ヶ月三十六日になる。

第三、『詩経・七月之詩』に描写されている年間行事は十月太陽暦によるものである。その中に「一之日」、「二之日」、「三之日」、「四之日」があり、『毛伝』は「一之日、十之余なり（一之日、十之余也。）」と解釈している。すなわち、一年は三百六十五日、十ヶ月は合計三百

^① 恩師、日本で最も権威のある管子研究者町田三郎先生は、なぜ春秋の節数は八、夏冬の節数は七なのか、及び十二という数字がわからないと嘆いたことがある。町田先生著『管子幼官攷』、『集刊東洋学』1、第19頁。1959年5月。

^② 主に陳久金、盧央、劉堯漢著『彝族天文学史』第八章を参照。雲南人民出版社1984年。199頁－238頁。なお、陳久金はこの問題について、いくつかの論文もある。

六十日、十ヶ月が一巡した以後に五から六日が余る。その余った日は中国伝統の「歳首祈歳」祭祀の日に当たり、現在中国西南地方の少数民族彝（イ）族の「過年日」に相当し、十ヶ月の内に計算しない。なかなかわかりにくいのが、中国現在の春節の初一、初二、初三の休日、あるいは日本の「正月三が日」プラス「小正月三日」にあたと理解すればよい。

第四、『夏小正』は夏の時代に起源するが暦法で、春秋時代に記録されたものである。つまり、孔子が夏王族の末裔の国杞国に訪ね、夏民族の文化と風俗習慣を考察し、夏の古暦を記録した書は『夏小正』であった。^①夏民族は古羌族に属し、十月暦を使用していたからである。齊宗室は姜氏の末裔であり、同じく古羌族であったから、『管子』の中に十月太陽暦と関連する記録が出て来たと考えられる。

上記の要点で本文の主題である「七十二日」問題を考察すれば、以下のことが明らかになる。

1、董仲舒は『治水五行第六十一』で披露した一季七十二日説の源は、中国上古時期の十月太陽暦に遡ることができる。すなわち、一年三百六十日を五等分に分ければ、五つの七十二日になり、春、夏、季夏、秋、冬五季に配分し、毎季二月、五季に木、火、土、金、水の五行に配列する。

「七十二日」に関して、『春秋繁露・陽尊陰卑第四十三』に次の文がある。

為人子者、視土之事火也。(土)雖居中央、亦歲七十二日之王。^②

この「王」は、土が火をつかえることで、「季夏」が「夏」に補助すると同じであるが、最終的には「土」が外の四行に統率し「歳七十二日の王」になっている。

「十月」に関して、次の文がある。

是故陽氣以正月始出于地、生育長養于上。至其功必成也、而積十月。人亦十月而生、合于天道也。是故天道十月而成、人亦十月而成、合于天道也。^③(陽尊陰卑第四十三)

「十月」は実に「天道」、「天道」で、生育長養の効能があり、前述の七十二日と関連して

^①『史記・夏本紀』に「太史公曰、孔子正夏時、學者多伝《夏小正》云」とある。『礼記・礼運』に「孔子曰：我欲觀夏道，是故之杞，而不足徵也。吾得夏時焉」とある。

^② 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第326頁。

^③ 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第324頁。

いると見られる。

また、董仲舒は次のように述べる。

是自正月至於十月、而天之功畢。計其間、陰與陽各居幾何、薰與溼其日孰多。距物之初生、至其畢成、露與霜其下孰倍。故從中春至於秋、氣溫柔調。及季秋九月、陰乃始多於陽、天於是時出溼下霜。出溼下霜、而天降物固已皆成矣。故九月者、天之功大究於是月也、十月而悉畢。^①(『暖燠常多第五十二』)

十月を「天之功」とし、陰陽循環の一周期を完成させるという効能を持たせる。

これらの文章において、一年を十ヶ月一循環周期とする十月太陽暦の影響が窺える。当然、漢代の間として、董仲舒も十二ヶ月を一年とする。『春秋繁露・觀徳第三十三』に「四時等し、而して春最先なり。十二月等し、而して正月最先なり。(四時等也、而春最先。十二月等也、而正月最先。)」とある。しかし、この十二ヶ月と前述の古暦の「十月」とは、現実生活と理論活動の別系統であった。つまり、「五行」、特に「陰陽五行」の結合を考案する時に、十月太陽暦七十二日の方が配列しやすいからであろう。

2、小論第二節に述べたように、董仲舒の時令説と五行説は『管子』の『五行篇』、『四時篇』の影響を受け、『幼官篇』および『幼官凶篇』ともかかわる。先秦のほかの古典に「七十二日」説がなかったことから、董仲舒の七十二日説は、直接『管子』から影響を受けたと言える。

3、それぞれの七十二日の季節に独自の時令、行事と違令がある。『治水五行第六十一』が時令と行事を講ずるが、『五行相勝第五十九』と『五行順逆第六十』も時令と行事を講ずる。違令すれば懲罰をうけるが、違令を講ずる文章は『治乱五行第六十二』と『五行變救第六十三』がある。また、董仲舒の時令説は『管子』の影響を受けたほか、『月令篇』と『呂氏春秋・十二紀』の影響を受けたと見られる。紙面の関係で、ここでは省くこととする。

4、十月太陽暦の一年は三百六十五日(閏年三百六十六日)になるが、五つの七十二日は三百六十日しかなかった。『春秋繁露』の文章には『詩経・七月之詩』のような「一之日」、「二之日」「三之日」がなかったから、董仲舒は余った五、六日について言及していない。ただし、董仲舒は、「郊を以て百仙仰の始めと為す。始めて歳首に入れば、必ず正月上辛の日を以て先に天を祭り、乃ち敢へて地の為に於く。貴を先にするの義なり。(以郊為百神始，始入歳首，

^① 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第347-348頁。

必以正月上辛日先享天，乃敢於地。先貴之義也。）」^①と述べ、正月最初の十日は天地を祭る日として、時令の行事より大事にしていることが窺える。「歳首祈歳」祭祀そのものである。

また、董仲舒の思想から見れば、一年三百六十日は概数であり、太陰暦も三百六十日だけだからである。『春秋繁露・人副天数第五十六』は次のように述べる。

人有三百六十節、偶天之數也。……天以終歲之數成人之身、故小節三百六十六、副日數也。^②

「天数」つまり抽象の世界では三百六十日で、日の数は、つまり現実の社会は三百六十六日ということになる。それで、董仲舒は五行説以外に一年十二月とする。例えば、『春秋繁露・官制象天第二十四』は次のように言う。

天之每終一歲以十二月也。十者天之數也、十二者歲之度也。……天有四時、每一時有三月、三四十二、十二月相受而歲數終矣。^③

五行説と関わらないときは、十二月暦を使っていたことが明らかである。

結語

小論は『夏小正』十月太陽暦研究分野の成果を利用して、『治水五行第六十一』と『管子』との関連を考察し、「七十二日」問題の解決に取り組んだ。「七十二日」問題の究明は、『管子』研究の謎、つまり『幼官篇』はなぜ春秋の節数を八、夏冬の節数を七にしたか、十二という数字どこから来たか、という謎解きにも一助になると考える。

筆者の考えは次のようである。『管子・幼官図篇』が説いている十図十ヶ月、一年三十節気、一ヶ月三節気、一節気十二日、一ヶ月三十六日は、十月太陽暦に基づくと分かれば、「十二」という数字の由来は「十二辰」であり、「月の数」であると同時に、十月太陽暦に於いては一つの節気、一ヶ月の三分の一でもあることが自明である。では、なぜ『管子・幼官篇』では春秋の節数は八、夏冬の節数は七としているかという、春夏秋冬という四季の概念は、夏朝より遅い殷末周初時代の産物^④であり、『管子・幼官篇』と『管子・幼官図篇』はさら

① 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第399頁。

② 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第354頁。

③ 蘇輿：『春秋繁露義證』、中華書局1992年版、第217頁。

④ 于省吾『甲骨文字積林』による。商務印書館、2010年出版、第2頁。

に後の戦国時代の作品であった。その時に、すでに春夏秋冬四季の枠が誕生したが、五行という枠がまだ発明されていなかった。四季に十図十ヶ月、三十節気を埋めにくいので、春秋に八節気、夏冬に七節気と書き込んだ。無理があつて後世の人にわかりにくかったが、少なからず前半年五ヶ月十五節気、後半年五ヶ月十五節気とうまく配置でき、問題が半分解決されたと見られる。

陰陽四季と五行の結合は、時令を入れてから始まるといわれるが^①、『管子・幼官篇』は時令説の嚆矢と位置する作品であった。陰陽四季と五行の完璧な結合は、土に単独に時間と空間を配置し、「季夏」という概念を発明するまで待たなければならなかった。その時にこそ、「七十二日」の重要性が顕れて来たのである。

^① 金谷治氏「陰陽五行説の成立について」を参照。東方学会創立四十周年記念『東方学論集』第三〇三頁。